

町レディース検診の実施について

町では、乳がん検診と子宮がん検診をセットで受診ができる「町レディース検診」を実施します。
乳がんと子宮がんは、女性であれば誰でもなる可能性のあるがんで、20歳代の若い年代から増加傾向にあります。そして罹患率は女性のがんの中でもトップに位置しています。しかし、定期的に検診を受けることで、がんになる前、あるいはがんの初期の段階で発見できる可能性が高く、非常に重要な検診となっています。
検診は乳がんのみ、子宮がんのみの単独受診も可能です。
ぜひこの機会に町レディース検診を受診されますようご案内します。

検診日程 令和5年10月3日(火)・10月4日(水)
※先着順のため、定員を超えた場合、ご希望に添えない場合がございます。

対象者 乳がん検診：本年度中に30歳以上となる女性
子宮がん検診：本年度中に20歳以上となる女性
※小清水町に居住し、住民登録のある方

検診場所 ふれあいセンター

検診料金 乳がん検診：1,100円 子宮がん検診：1,000円
※以下の方は検診料金が無料となります。
①令和5年度中に70歳以上になる方(昭和29年4月1日以前に生まれた方)
②生活保護受給者の方(本人の事前申告のみ)
③令和5年度中に節目年齢(35、40、45、50、55、60歳)になる方

検診内容 乳がん検診：マンモグラフィ ※医師による触診はありません
子宮がん検診：子宮頸部細胞診検査、経膈超音波検査

申込み切 令和5年9月6日(水)まで ※定員になり次第締切ります。



お問い合わせ先 役場保健福祉課健康推進係 ☎(62)4480

宝くじ 公式サイト
宝くじがネットで購入できる!
宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます 宝くじ公式サイト

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

8月は現況届・所得状況届の提出月です。受給されている方は必ず提出してください。

児童扶養手当

- 制度内容** ひとり親家庭またはこれに準ずる家庭の養育者に支給されます。
- 受給要件** ①ひとり親家庭で一定以上の条件を満たす児童を監護している父または母、もしくは養育者の場合
②配偶者が一定の障がいの状態にあり、児童を監護している父または母の場合
- 受給できない場合 または受給額の一部が減額される場合**
 - ①児童、母または父、もしくは養育者が国内に住所を有しない場合
 - ②児童福祉施設等に入所または里親に委託されている場合
 - ③公的年金、遺族補償年金等を受給している場合
 - ④受給資格者、配偶者、生計を同じくする扶養義務者(父母や兄弟姉妹など)の所得が一定額以上ある場合

■ 支給月額【※奇数月に2ヶ月分が支給されます。】

児童数	全額支給	一部支給
1人目	44,140円	44,130円～10,410円
2人目	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降	6,250円	6,240円～3,130円

※令和5年4月より支給金額が改定されました。

■ 所得制限限度額

扶養親族等の数	受給資格者本人			
	全額支給		一部支給	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	490,000円	1,220,000円	1,920,000円	3,114,000円
1人	870,000円	1,600,000円	2,300,000円	3,650,000円
2人	1,250,000円	2,157,000円	2,680,000円	4,125,000円
3人	1,630,000円	2,700,000円	3,060,000円	4,600,000円
4人	2,010,000円	3,243,000円	3,440,000円	5,075,000円

※収入から給与所得控除等を控除し、養育費等の8割相当額を加算した所得額と比較し判断を行います。

■ 現況届 8月が提出月となっていますので、8月1日(火)～8月31日(木)までに保健福祉課子育て支援係へご提出ください。

特別児童扶養手当

- 制度内容** 精神または身体に障がいがある児童の養育者に支給されます。
- 受給要件** 満20歳未満で一定以上の障がいを有する児童を監護する父または母、もしくは養育者
- 受給できない場合**
 - ①児童、受給者が国内に住所を有しない場合
 - ②児童が障がいにより公的年金を受給できる場合
 - ③受給資格者、配偶者、生計を同じくする扶養義務者(父母兄弟姉妹など)の所得が一定以上ある場合
- 所得状況届** 受給されている方は、8月10日(木)～9月11日(月)までに保健福祉課福祉介護係へご提出ください。

お問い合わせ先 役場保健福祉課子育て支援係 ☎(62)4473 (児童扶養手当に関すること)
役場保健福祉課福祉介護係 ☎(62)4473 (特別児童扶養手当に関すること)